

# 弘前大学医学部附属病院 臨床倫理指針

令和6年3月13日制定

弘前大学医学部附属病院（以下本院という。）は「生命倫理に基づいた最先端の医療、医学教育及び研究を実践し、患者の心身に健康と希望をもたらすことにより、地域社会に貢献する」という本院の使命のもとに、安全・親身・高度なチーム医療を実践します。

1. すべての患者さんの人権を尊重します。患者さんの自己決定権を尊重し、一人ひとりの患者さんにとって最善の医療を公正かつ公平に提供します。
2. 医療従事者がそれぞれの専門性を発揮し、目的と情報を十分に共有した上で相互に連携するチーム医療を基本とすることで、患者さん一人ひとりの状況に的確に対応した医療を提供します。
3. 患者さんのプライバシーを尊重し、職業上の守秘義務の遵守と個人情報の保護を徹底します。
4. 医療・倫理に関する関係法令やガイドラインを遵守し、医学的な妥当性と適切性が担保された医療を提供します。
5. 倫理的な課題への対応が必要と考えられる個々の医療行為については、多職種カンファレンスの実施や臨床倫理委員会での審議を行った上で、患者さんにとって最善となるように方針を決定します。十分に納得した最善の治療を患者さんに選択していただくために「セカンドオピニオン」の機会を保障します。
6. 医療の発展のために実施する臨床研究については、本院などに設置する専門の委員会において倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に審査されます。臨床研究の実施にあたっては、参加される患者さんの権利と利益の保護を徹底します。